

石狩市貨物自動車運送支援事業補助金のお知らせ

エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている物流事業者等に対して、安定的な事業運営の継続推進を図るため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し支援金を交付することにより、市内に営業所等を有する物流事業者の事業継続を支援いたします。

対象

石狩市内に営業所等を有する貨物自動車運送事業法第2条の規定に基づく貨物自動車運送事業を営む事業者

補助金

- ・一般貨物自動車運送事業 → 1台につき 1万円
- ・特定貨物自動車運送事業 → 1台につき 1万円
- ・貨物軽自動車運送事業 → 1台につき 1万円

※被けん引自動車（トレーラー）を除く

※一社当たり100万円が上限です

※令和8年1月1日以降も自動車検査証が有効であり、今後も利用する予定の車両が対象です。

申請開始時期・方法

【申請期間】 令和8年1月16日（金）～ 令和8年2月16日（月）

【申請方法】 原則、ウェブにより申請願います。

申請書類

【申請書】 ウェブ申請

下記二次元コードまたは石狩市ホームページから申請

(<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/sangyo/josei/1005507.html>)

※ウェブ申請が困難な場合はご相談ください。

【添付書類】 申請書のほか、自動車検査証記録事項の写し、振込口座確認書類が必要です

お申込み・お問い合わせ

石狩市企画政策部企画課交通担当

TEL : 0133-72-3193

FAX : 0133-74-5581

E-mail : ki-kotsu@city.ishikari.hokkaido.jp

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

